

土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 [REDACTED] との間に、次のとおり
土地賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の土地を普通建物所有の目的をもつて賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

土地の所在場所 三番町番小山町二番字葛蒲木一七五九番地

宅地 二三四・六・四 平方メートル 一七〇・九 面

第二条 賃貸借の期間は承認二年九月一日から承認四年九月一日まで

二十九日までの二十九年間とします。

第三条 賃料は毎月一月四千五百円で、賃借人は毎月四千五百円を賃貸金として支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、人の住所に特徴して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第四条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

一、賃借人が本件賃借権を譲渡し、または本件土地の転貸をするとき、その他名目のいかんを問わず事実上これらと同様の結果を生ずる行為をするとき。

二、賃借人が本件土地上に所有する建物を改築または増築するとき。

第五条 賃借人は、次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除するこ

ができるものとします。

二、賃料の支払いをしづらしは遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。

三、賃借人が前条の規定に違反したとき。

四、その他本契約に違反したとき。

第六条 運営保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第七条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第八条 (特約事項) 別紙

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書
通を作成し、各自署名押印のうえ、
各原本を所持します。

平成二十一年九月一日

賃貸人 現住所

氏名

賃借人 現住所

氏名

運営保証人 現住所

覚書

一、賃料は当該年度の固定資産税並びに都市計画税相当額に武拾弐、五%を加えた額とし、支払い方法は [] へ当該年度分を当該年十二月末日までに持参することとする。

一、土地賃貸契約更新料として金八十九万四千三百四十円を賃借人は [] へ支払う物ものとする。

平成二十一年九月一日